平成２７年（フ）第２００４号
北海道石狩市花川南６条３丁目71番地
債務者　峠　　宗子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０１５号
札幌市西区発寒12条５丁目１番18―407号
債務者　伊瀬　良介
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０１６号
札幌市西区発寒12条５丁目１番18―407号
債務者　伊瀬　美江
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０４７号
札幌市豊平区平岸２条１丁目５番７号　マイルーム平岸Ａ棟７号
債務者　小笠原壽一
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１１号
群馬県高崎市片岡町１丁目18番17号　石原ビル18号
債務者　山口　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４２号
京都府船井郡京丹波町下山中道43番地
債務者　桐野由香里
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第５１５１号
大阪市生野区小路東２丁目19番５号
債務者　内田商店ことえびす昆布こと　内田千江子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２００号
大阪市大正区三軒家東６丁目２番８号、住民票上の住所大阪府東大阪市鴻池町２丁目１番４号　Ａｂｂｉｅ　Ｃｏｕｒｔ102号
債務者　淺田　久美
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２６９号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番８―711号
債務者　豊田　　洋
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２７８号
大阪市平野区加美鞍作３丁目１番５―206号
債務者　濵田不二男
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２９３号
大阪市東住吉区北田辺２丁目３番１号ハイツ沙羅　202号
債務者　坂根　伸次
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２９４号
大阪市旭区中宮４丁目３番18―303号
債務者　山本　敬子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９号
愛知県岡崎市矢作町字小河原12番地５　鈴木荘101、前住所愛知県岡崎市北野町字西河原52番地　グレースコート北野103
債務者　古志野修二
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
静岡県富士市広見西本町６番23号三勝ビル301号
債務者　澤谷しおん
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午前11時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５０３号
栃木県小山市大字東黒田241番地３
債務者　日向野　彩
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０７号
栃木県宇都宮市鶴田町547番地３　松本ハイツＣ―102
債務者　大野　尚子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係